

令和5年度 沼津市公共施設へのPPAによる太陽光発電設備導入事業 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領（衛生プラント）

1 目的・趣旨

本市では、令和4年3月に「ゼロカーボンシティNUMAZU2050」を宣言し、2050年までに市域全体で計画的に温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するための取組みを進めている。

実現にあたっては、まずは行政が率先して再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があることから、本年度公共施設に対し太陽光発電設備を導入すべく、本業務を実施する。

業務の実施にあたっては、太陽光発電設備等を設置する施設の構造的・建築的視点からの効率的な設置方法など十分な経験、ノウハウ及び高度な専門性が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、沼津市が所有する施設に太陽光発電設備を導入し、平時の電源として利用することによる温室効果ガス排出量の削減を目的として、PPA方式による電力供給事業を行う事業者を公募する「令和5年度 沼津市公共施設へのPPAによる太陽光発電設備導入事業契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もともと優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度 沼津市公共施設へのPPAによる太陽光発電設備導入事業
- (2) 導入場所 沼津市衛生プラント 沼津市原字女鹿塚2948-1
- (3) 業務内容 詳細については別紙「令和5年度 PPAによる沼津市公共施設への太陽光発電設備導入事業 公募仕様書」のとおり

※本事業は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「交付金」という。）を活用して行うものであることから、当該交付金を最大限活用できるよう、条件等に十分留意すること。

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市生活環境部環境政策課ゼロカーボン推進室

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内

担当 大島、長倉

電話 055-934-4741 FAX 055-934-3045

E-mail kankyo@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の3の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けていること。
- (3) 参加申込書提出時において、日本国内に本社又は事業所等を有する法人。共同事業者で応

募する場合、代表事業者及び構成員のいずれも日本国内に本社又は事業所等を有する法人。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。（更生開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く）
 - (6) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
 - (7) 国税及び沼津市税の滞納がある者ではないこと。
 - (8) 過去 5 年間において日本国内で民間を含めたオンライン PPA 事業の実績を有すること。
共同事業者で応募する場合は、代表事業者及び構成員のいずれかが同実績を有すること。
 - (9) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - ② 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
- ※上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる共同事業者の中でもかまわない。
- (10) 2 つ以上の事業者が共同事業者を結成して申請する場合は、共同事業者として上記（1）～（9）の条件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。
 - ① 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申請時に共同事業者の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。

5 選定スケジュール

| No | 内容 | 期間 |
|----|------------|--|
| 1 | 参加要領等の公表 | 令和 5 年 11 月 16 日（木） ホームページに掲載 |
| 2 | 質問受付 | 令和 5 年 11 月 20 日（月） 17 時までに電子メールで |
| 3 | 質問回答 | 令和 5 年 11 月 22 日（水） 17 時までにホームページに掲載 |
| 4 | 参加申込 | 令和 5 年 11 月 27 日（月） 17 時まで郵送又は直接持参（必着） |
| 5 | 参加承認通知 | 令和 5 年 11 月 29 日（水） 12 時までに電子メールで |
| 6 | 企画提案書等の提出 | 令和 5 年 12 月 11 日（月） 12 時まで郵送又は直接持参（必着） |
| 7 | 選考会（ヒアリング） | 令和 5 年 12 月中旬予定 |
| 8 | 選定結果の通知 | 令和 5 年 12 月中旬予定 |
| 9 | 契約締結 | 令和 5 年 12 月下旬予定 |

※ 本プロポーザルの説明会は実施しない。

※ 公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

※ 上記のスケジュールは変更となる可能性がある。（変更後のスケジュールは沼津市ホームページで随時公開）

6 質問受付・回答

（1）質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

※質問内容は簡潔な文章とすること。

※質問書の提出時には必ず電話により着信確認を行うこと。

（2）回答方法

質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

（1）提出方法

（2）の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、共同事業者を結成した事業者は、併せて⑨及び⑩を提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

（2）提出書類

① 参加申込書 1部（様式1）

② 同種業務実績表 5部（様式2）

※記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料を添付（契約書又は仕様書の写し）

③ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し 各1部

④ 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可。共同提案の場合
は構成員ごとに作成）

⑤ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部（様式4）

⑥ 登記簿謄本等 1部（申込日から3か月以内に発行されたもの）

・履歴事項全部証明書の写し

⑦ 財務諸表 1部（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

⑧ 納税証明書 1部（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出）
(市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出)

ア 市税納税証明書

・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

・個人事業者の場合は市県民税納税証明書（最新のもの）

イ 固定資産税納税証明書（最新のもの）

ウ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

⑨ 共同事業者協定書の写し 1部（様式自由）

⑩ 代表者への代表権委任状 1部（様式自由）

8 プロポーザルへの参加承認

（1）参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の午後5時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

(2) 参考資料の閲覧

参加資格を有すると認められた者は、施設に関する参考資料を閲覧することができる。閲覧を希望する場合は令和5年12月1日（金）17:00までに「3 問い合わせ・書類提出先」に記載されている担当者へ電話又は電子メールにて申し込むこと。

※参考資料

- ・施設平面図、立面図
- ・構造計算書
- ・単線結線図
- ・施設の1年間の電力使用量の30分値

(3) 施設見学

- ① 施設見学を希望する場合は、令和5年12月1日（金）17:00までに「3 問い合わせ・書類提出先」に記載されている担当者へ電話又は電子メールにて申し込むこと。
- ② 見学日は、申込があつた事業者ごとに調整し、詳細については別途事業者に連絡する。なお、施設見学にあたつては、担当課及び施設所管課の指示に従うこと。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

(2) の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書提出届 1部（様式5）
- ② 企画提案書5部（様式自由）
- ③ 工程表5部（様式6）
- ④ 実施体制調書5部（様式7）

(3) 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

① 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

② 太陽光発電設備容量

施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナーの最大定格出力（kW））を検討すること。

③ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

・施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたつては、施設の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
・温室効果ガス排出削減量は、施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成24年7月環境省地球環境局公表）で定められている0.55 kg-CO₂/kWhを使用すること。

④ 設備設置仕様

・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
・想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955に定められている荷重（風圧、地震等）に耐えうる構造であること。

⑤ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

・単価は事業期間中一定とし、参考価格は28円／kWh（税込み）とする。提案単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること。

- ・電気料金の概算については、運転期間中における沼津市の負担として算出すること。
(運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと)
- ・本事業は交付金を活用することから、工事費等を対象として事業者に交付金が間接交付されるため、工事費の内訳と併せて間接交付額を試算すること。なお、見積りにあたっては交付金の要件、補助率、交付上限額等をよく確認し提案すること。

⑥ 事業シミュレーション

- ・事業期間終了後、沼津市が設備の無償譲渡を受けて5年間設備を運用すると仮定した場合のシミュレーションを示すこと。5年間での総発電量及び消費量、CO₂削減量、機器更新費を含めた総コストを含むこと。

(4) 運営に関する体制等

- ① 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）
- ② 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- ③ 故障、緊急時の対応体制図
- ④ 事業実施中のリスクに対する対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策を記載すること。
- ⑤ 事業実施に関する保証
設備の導入、運転期間中、撤去までに設定する全ての保証内容を記載すること。萬一事業者が破綻した場合であっても、沼津市の追加負担なしに太陽光発電設備が撤去できる仕組み（第三者機関における撤去費用の積立て、履行保証保険への加入等）を構築すること。

(5) 企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 企画提案書及び見積書については、全て会社名を入れないこと。
- ② A4判片面10ページ以内（表紙・目次・中表紙を除く）で作成すること（A3判による折込みも可能とするが、A3判は2ページカウントとする）。また、用紙は縦又は横のいずれかで統一することとし、文字は10ポイント以上とする。
- ③ 見やすいもの、わかりやすいものとすること。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ④ 本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ⑤ 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

10 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「令和5年度PPAによる沼津市公共施設への太陽光発電設備導入事業 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均（※）が60点を超えるものがいなかつた場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

(3) 選考会（プレゼンテーション）

発表時間等は1参加者につき20分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。

なお、プロジェクト・スクリーンは市で用意する。
プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

11 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」を満たさなくなったとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) プrezentationにおいて虚偽の説明をしたとき
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

13 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) プrezentationにおいて虚偽の説明をしたとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

<評価基準>

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|--------------|----------------------|-----------------------------------|-----|
| 1 技術提案に関する事項 | 導入設備の内容 | ・技術提案の具体性及び妥当性、設備容量に関する提案の具体性 | 10 |
| | 二酸化炭素排出量の削減効果 | ・排出量削減のシミュレーションは妥当か | 10 |
| 2 実施体制 | 工事遂行能力 | ・実施体制、施工スケジュール等年度内に完了できるものとなっているか | 10 |
| | 業務遂行能力 | ・メンテナンス計画、維持管理等の実施体制が適切であるか | 10 |
| | 事業実施中のリスク対応 | ・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか | 10 |
| | 長期契約における事業継続性についての保障 | ・事業継続を保証できる提案となっているか | 15 |
| 3 実績 | 類似実績 | ・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか | 10 |
| 4 電気料金（概算単価） | | ・電気料金がどの程度低減されているか | 15 |
| 5 地域貢献 | | ・地域の事業者を活用する提案となっているか | 10 |
| 計 | | | 100 |